

指定採水員制度における指定計量証明事業所に関する規定

(目的)

第 1 条 浄化槽法第 11 条に定める水質に関する検査（以下、「11 条検査」という。）において、埼玉県が行う指定採水員制度で実施する BOD（生物化学的酸素要求量）測定が円滑に運営されるために、一般社団法人埼玉県環境計量協議会（以下、「埼環協」という。）では、指定計量証明事業所（以下、「指定事業所」という。）を指定し、その登録などに関する規定をここに定める。

(指定事業所資格)

第 2 条 以下に示す各条項を満たした計量証明事業所が、指定事業所の資格を得ることができる。

- (1) 埼環協の正会員であること。
- (2) 計量法第 107 条による計量証明事業（事業の区分：濃度）を登録していること。
- (3) 埼環協が毎年行う、共同実験に参加し、技術研鑽に努めていること。
- (4) 生物化学的酸素要求量（BOD）の分析設備が、埼玉県内に所在していること。

(届出)

第 3 条 指定事業所は以下に示す事項があった場合は、すみやかに届出すること。

- (1) 指定事業所の代表者が代わったとき
- (2) 指定事業所の所在地表記の変更や移転があったとき
- (3) 指定事業所の名称を変更したとき（統廃合による変更も含む）
- (4) 指定事業所を休止・廃止若しくは再開するとき
- (5) 指定事業所の指定を辞退するとき

(新規申請)

第 4 条 新たに指定事業所の資格を得ようとするものは、様式 1 により申請すること。

第 5 条 埼環協は、新たに指定事業所の申請を受理したとき、理事会に諮り、申請の審査を行う。審査は、第 2 条の要件を満たしていることを確認し、審査結果は申請した者にすみやかに通知する。

第 6 条 審査の結果、新規に登録する事業者に対し、埼環協は、事業の趣旨や仕組みを説明し、指定事業所の名簿を更新する。更新した旨は、浄化槽指定検査機関（一般社団法人埼玉県浄化槽協会、一般社団法人埼玉県環境検査研究協会）に報告する。

(更新)

第7条 埼環協は、指定事業所の資格を定期的に更新する。

- (1) 更新は、3年に1回とする。
- (2) 更新に必要な資格は、第2条に示す条件を満たしていることとする。
- (3) 更新時に、指定採水員制度に関する研修を行う（事業状況、指定事業所からの意見収集など）。
- (4) 更新を希望する者は、様式2の届出を提出すること。

(登録辞退)

第8条 指定事業所が登録を辞退したい場合は、様式3の届出を提出するとともに、次の手続きをとる。

- (1) 進行中の測定について、完了させ、関係する浄化槽指定検査機関に報告すること。
- (2) 指定採水員に周知すること。
- (3) 浄化槽指定検査機関との契約を解除すること。

(登録解除（欠格）)

第9条 埼環協は、次の事由があるときは、指定事業所の資格を解除しその旨を通知する。

- (1) 第2条に示す条件を満たすことができなくなった場合。
- (2) 浄化槽法の目的や埼環協の活動の趣旨にそぐわない行動があった場合。
- (3) その他の理由により理事会で決定した場合。

(名簿管理)

第10条 埼環協は、指定事業所名簿の最新版を管理し、浄化槽指定検査機関などの関係機関に告知するとともに、Web等で公開する。

2 指定事業所は、登録内容を変更した場合、様式4をもって埼環協に報告すること。

(指定検査機関との契約)

第11条 指定事業所に登録した後は、浄化槽指定検査機関と契約を結び、埼環協に報告すること。

附則 この規定は、平成29年1月17日から施行する。

指定計量証明事業所 新規 申請書

一般社団法人埼玉県環境計量協議会 会長 様

埼玉県が行う浄化槽法第 11 条に定める定期検査において、指定採水員が実施する業務に係る BOD 分析業務の一般社団法人埼玉県環境計量協議会の「指定計量証明事業所」に登録したいので、書類を添えて申請します。なお、併せて当該分析設備が埼玉県内に所在することを証します。

平成 年 月 日

事業所名	
代表者名	⑩
住 所	
電話番号	
FAX 番号	
所属／役職	
担当者名	⑩

※添付書類：埼環協が行う共同実験に参加した証、分析設備の配置図及び写真、
BOD 分析に係る手順書 (SOP)

指定計量証明事業所 更新届

一般社団法人埼玉県環境計量協議会 会長 様

埼玉県が行う浄化槽法第 11 条に定める定期検査において、指定採水員が実施する業務に係る BOD 分析業務の指定計量証明事業所を更新したいので、申請します。

平成 年 月 日

事業所名	
代表者名	⑩
住 所	
電話番号	
FAX 番号	
所属/役職	
担当者名	⑩

※添付書類：埼環協が行う共同実験に参加した証

指定計量証明事業所 登録辞退 届出書

一般社団法人埼玉県環境計量協議会 会長 様

埼玉県が行う浄化槽法第 11 条に定める定期検査において、指定採水員が実施する業務に係る BOD 分析業務の指定計量証明事業所の登録を辞退したいので届出します。

平成 年 月 日

事業所名	
代表者名	⑩
住所	
電話番号	
FAX 番号	
所属/役職	
担当者名	
登録辞退の理由	

※辞退した旨は、浄化槽指定検査機関に報告すること。

指定計量証明事業所 登録内容変更 届出書

一般社団法人埼玉県環境計量協議会 会長 様

埼玉県が行う浄化槽法第 11 条に定める定期検査において、指定採水員が実施する業務に係る BOD 分析業務の指定計量証明事業所の登録内容の変更をしたいので届出します。

平成 年 月 日

事業所名	
代表者名	⑩
住 所	
電話番号	
FAX 番号	
所属／役職	
担当者名	
変更内容	

※変更内容は、浄化槽指定検査機関に報告すること。